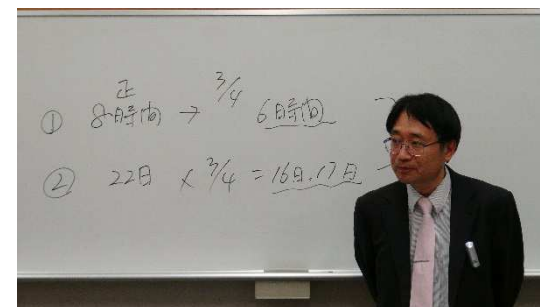


平成30年4月以降...本格的に始まる!?

# 「有期労働契約」の「期間の定めのない労働契約」への転換



担当: 社会保険労務士 平賀 信幸

セミナールーム“ハッピーニャーゴ”

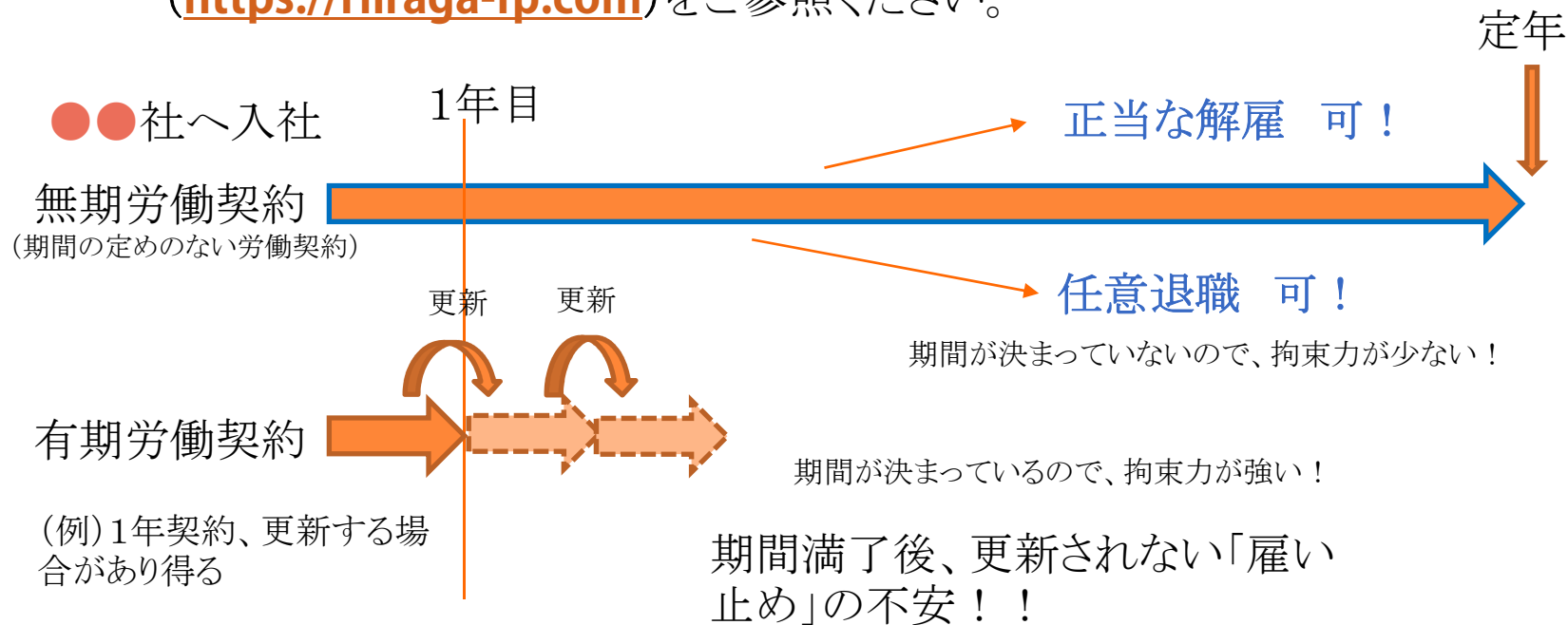
ヒラガFP労務管理事務所

# 有期労働契約

期間を区切って働くこと…

詳しくは

ビジネスリーダーの為の労務管理塾《労働法編》講義録NO.3～5  
(<https://Hiraga-fp.com>)をご参照ください。



【参考】民法第628条

当事者が雇用の期間を定めた場合であっても、やむを得ない事由があるときは、各当事者は、直ちに契約の解除をすることができる。この場合において、その事由が当事者の一方の過失によって生じたものであるときは、相手方に対して損害賠償の責任を負う。

## ➤ 有期労働契約の期間の定めのない 労働契約への転換(平成25年4月1日施行)

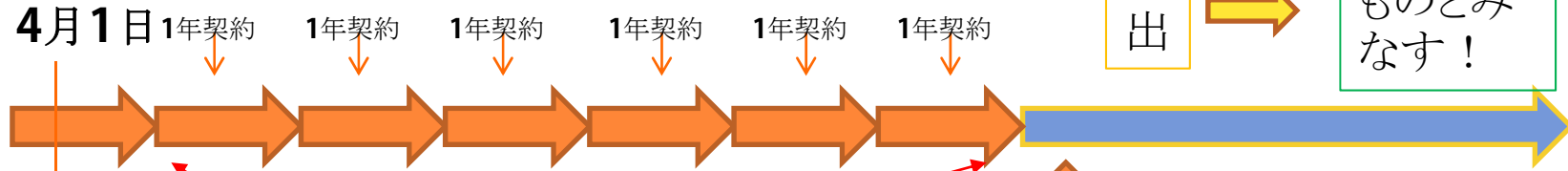
同一の利用者との間で締結された2以上の有期労働契約(契約期間の始期の到来前のものを除く。以下この条において同じ。)の契約期間を通算した期間(次項において「通算契約期間」という。)が5年を超える労働者が、当該利用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなす。この場合において、当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件は、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件(契約期間を除く。)と同一の労働条件(当該労働条件(契約期間を除く。))について別段の定めがある部分を除く。)とする。

# 平成25年労働契約法改正施行！！

平成25年

4月1日

例



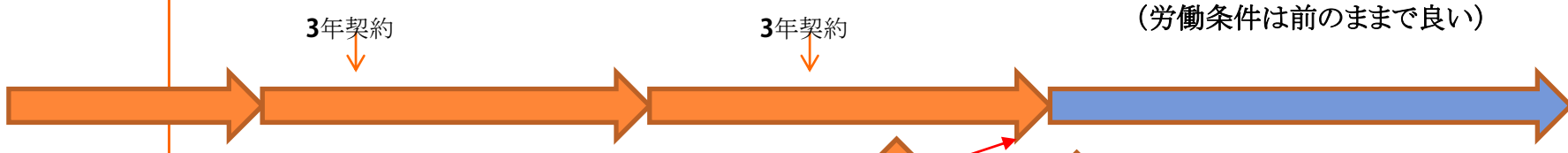
更新 更新 更新 更新 更新 更新

(通算契約期間)

例: 週4日1日6時間勤務、1年更新

申し出

ここから無期契約  
(労働条件は前のままで良い)

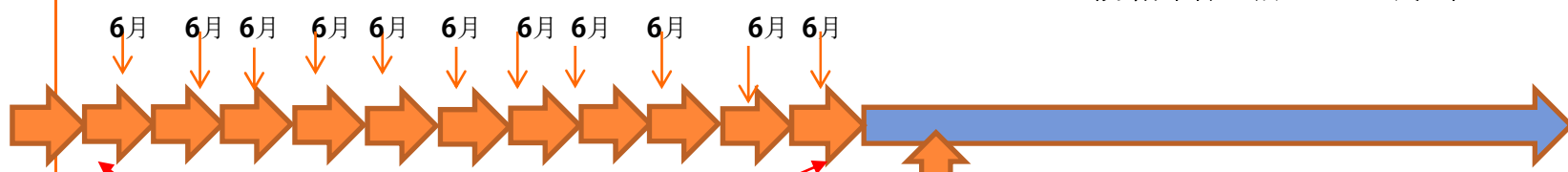


更新 更新

(通算契約期間)

申し出

ここから無期契約  
(労働条件は前のままで良い)



更新 更新 更新 更新 更新 更新 更新 更新 更新 更新 更新 更新

(通算契約期間)

申し出

ここから無期契約  
(労働条件は前のままで良い)

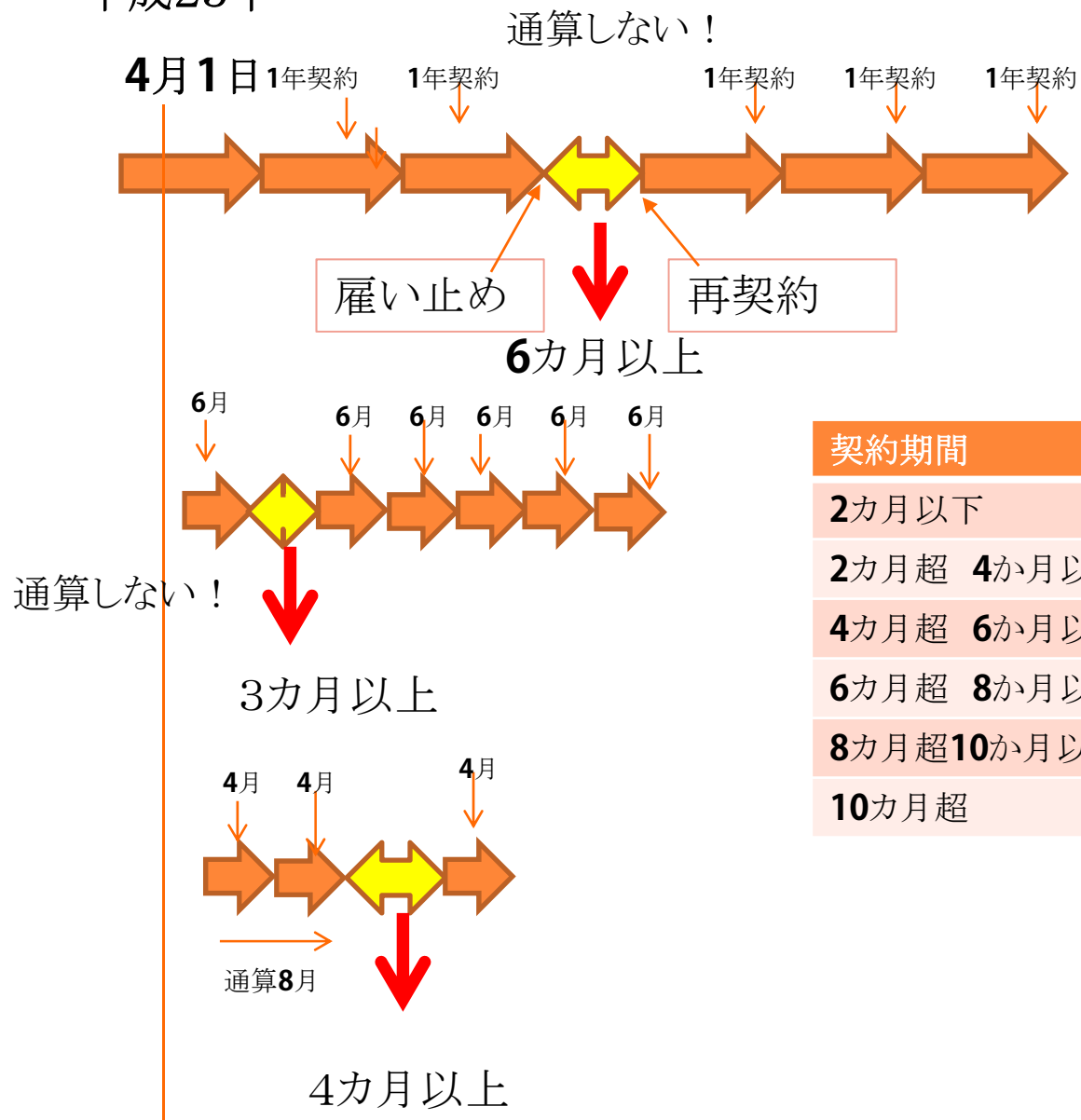
## 参考

### クーリング期間

当該使用者との間で締結された一の有期労働契約の契約期間が満了した日と当該使用者との間で締結されたその次の有期労働契約の契約期間の初日との間にこれらの契約期間のいずれにも含まれない期間（これらの契約期間が連続すると認められるものとして厚生労働省令で定める基準に該当する場合の当該いずれにも含まれない期間を除く。以下この項において「空白期間」という。）があり、当該空白期間が6月（当該空白期間の直前に満了した一の有期労働契約の契約期間（当該一の有期労働契約を含む二以上の有期労働契約の契約期間の間に空白期間がないときは、当該二以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間。以下この項において同じ。）が1年に満たない場合にあつては、当該一の有期労働契約の契約期間に2分の1を乗じて得た期間を基礎として厚生労働省令で定める期間）以上であるときは、当該空白期間前に満了した有期労働契約の契約期間は、通算契約期間に算入しない。

# クーリング期間

平成25年



契約期間	契約期間がない部分
2か月以下	1か月以上
2か月超 4か月以下	2か月以上
4か月超 6か月以下	3か月以上
6か月超 8か月以下	4か月以上
8か月超 10か月以下	5か月以上
10か月超	6か月以上

最近、色々な労働条件で働く方が増えています。  
その方がどういう労働条件で働いているか？  
リーダーの方は、しっかり、労働条件等の情報を把握し  
適切な労務管理を！！

